

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-152254  
(P2004-152254A)

(43) 公開日 平成16年5月27日(2004.5.27)

(51) Int.C1.<sup>7</sup>

G O 6 F 17/60

G O 6 T 11/80

F 1

G O 6 F 17/60 3 2 8

G O 6 F 17/60 5 0 6

G O 6 T 11/80 D

テーマコード(参考)

5 B 0 5 0

審査請求 未請求 請求項の数 32 O L (全 27 頁)

(21) 出願番号 特願2003-146539 (P2003-146539)  
 (22) 出願日 平成15年5月23日 (2003.5.23)  
 (31) 優先権主張番号 特願2002-259925 (P2002-259925)  
 (32) 優先日 平成14年9月5日 (2002.9.5)  
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(71) 出願人 000005049  
 シャープ株式会社  
 大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号  
 (74) 代理人 100064746  
 弁理士 深見 久郎  
 (74) 代理人 100085132  
 弁理士 森田 俊雄  
 (74) 代理人 100083703  
 弁理士 仲村 義平  
 (74) 代理人 100096781  
 弁理士 堀井 豊  
 (74) 代理人 100098316  
 弁理士 野田 久登  
 (74) 代理人 100109162  
 弁理士 酒井 将行

最終頁に続く

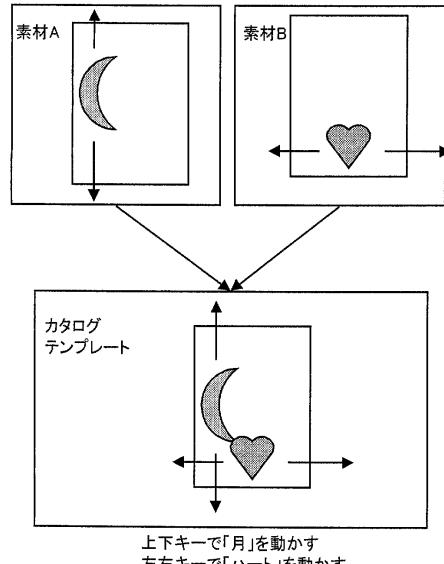
(54) 【発明の名称】サーバ、通信端末、コンテンツ作成システム、およびコンテンツ作成方法

## (57) 【要約】

【課題】手間をかけることなく最適なコンテンツを作成することのできるコンテンツ作成システムを提供する。

【解決手段】コンテンツ作成のための素材A、Bは、サーバにおいて、取り得る状態が座標等によって予め定められて記憶されている。サーバでは、これらの素材の各状態を組合させてコンテンツの見本を作成し、さらに、操作方法を素材Aと素材Bとからなる見本に組合わせる。このような複数のカタログと操作方法とを含むプログラムであるカタログテンプレートによって、サーバはユーザから所望する素材の状態の決定を受け、決定された見本に基づいてコンテンツを作成する。

【選択図】 図11

上下キーで「月」を動かす  
左右キーで「ハート」を動かす

↓  
決定された位置にて  
コンテンツ作成

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、前記作成されたカタログと操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段とを備える、サーバ。

**【請求項 2】**

通信端末の機器情報を取得する機器情報取得手段と、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、前記取得した通信端末の機器情報と、前記作成されたカタログと、操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段とを備える、サーバ。

**【請求項 3】**

前記素材のデータを格納する素材データ格納手段と、前記素材データ格納手段から読出した素材データに基づいて素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成手段と、前記作成された素材リストデータを出力する素材リストデータ出力手段とをさらに備え、前記素材選択受付手段は、前記出力された素材リストデータに基づく前記素材の選択結果を受付ける、請求項 1 または 2 に記載のサーバ。

**【請求項 4】**

前記素材のデータを格納する素材データ格納手段と、前記素材データ格納手段から読出した素材データと、前記機器情報取得手段にて取得した機器情報とに基づいて、素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成手段と、前記作成された素材リストデータを出力する素材リストデータ出力手段とをさらに備え、前記素材選択受付手段は、前記出力された素材リストデータに基づく前記素材の選択結果を受付ける、請求項 2 に記載のサーバ。

**【請求項 5】**

前記素材状態取得手段は、前記素材データ格納手段から前記選択された素材の状態の情報を取得し、前記素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも 1 つで表わされる状態である、請求項 3 または 4 に記載のサーバ。

**【請求項 6】**

前記素材データ格納手段は、前記素材の各状態から他の状態への遷移するための操作方法を含む素材のデータを格納し、前記カタログテンプレート作成手段は、前記素材データ格納手段より前記操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項 3 ~ 5 のいずれかに記載のサーバ。

**【請求項 7】**

前記操作方法を格納する操作方法テンプレート格納手段をさらに備え、前記カタログテンプレート作成手段は、前記操作方法テンプレート格納手段より前記操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載のサーバ。

**【請求項 8】**

10

20

30

40

50

前記作成したカタログテンプレートを出力するカタログテンプレート出力手段と、前記出力したカタログテンプレートに基づいて、前記カタログの選択結果を受付けるカタログ選択受付手段と、

前記選択されたカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成手段とをさらに備える、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載のサーバ。

【請求項 9】

コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を出力する素材選択出力手段と、

前記選択した素材を組合わせたコンテンツの見本であるカタログと、操作方法とを含む、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを取得するカタログテンプレート取得手段と、

前記カタログテンプレートに基づいて、前記カタログを出力するカタログ出力手段とを備える、通信端末。

10

【請求項 10】

当該通信端末の機器情報を送信する機器情報送信手段と、

コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を出力する素材選択出力手段と、

前記選択した素材を組合わせたコンテンツの見本であるカタログと、操作方法とを含む、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを取得するカタログテンプレート取得手段と、

前記取得したカタログテンプレートに基づいて、前記カタログを表示するカタログ表示手段とを備える、通信端末。

20

【請求項 11】

前記カタログテンプレートに基づいて、前記カタログの選択結果を出力するカタログ選択出力手段をさらに備える、請求項 9 または 10 に記載の通信端末。

【請求項 12】

コンテンツの作成に用いる素材を選択する素材選択手段と、

前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、

前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、

前記作成されたカタログと操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段とを備える、通信端末。

30

【請求項 13】

コンテンツの作成に用いる素材を選択する素材選択手段と、

前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、

前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、

当該通信端末の機器情報と、前記作成されたカタログと、操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段とを備える、通信端末。

40

【請求項 14】

前記素材のデータを格納する素材データ格納手段と、

前記素材データ格納手段から読出した素材データに基づいて素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成手段とをさらに備え、

前記素材選択手段は、前記作成された素材リストデータに基づいて前記素材を選択する、請求項 12 または 13 に記載の通信端末。

【請求項 15】

前記素材状態取得手段は、前記素材データ格納手段から前記選択された素材の状態の情報を取得し、

前記素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも 1 つで表わされる状態である、請求項 14 に記載

50

の通信端末。

【請求項 16】

前記素材データ格納手段は、前記素材の各状態から他の状態への遷移するための操作方法を含む素材のデータを格納し、

前記カタログテンプレート作成手段は、前記素材データ格納手段より前記操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項14または15に記載の通信端末。

【請求項 17】

前記操作方法を格納する操作方法テンプレート格納手段をさらに備え、

前記カタログテンプレート作成手段は、前記操作方法テンプレート格納手段より前記操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項12～15のいずれかに記載の通信端末。 10

【請求項 18】

前記作成したカタログテンプレートに基づいて、前記カタログを選択するカタログ選択手段と、

前記選択したカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成手段とをさらに備える、請求項12～17のいずれかに記載の通信端末。

【請求項 19】

サーバと通信端末とを含むコンテンツ作成システムであって、

前記通信端末は、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を前記サーバに対して出力する素材選択出力手段を備え、 20

前記サーバは、

前記通信端末より前記素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、

前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、

前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、

前記作成されたカタログと操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段と、

前記作成されたカタログテンプレートを前記通信端末に対して出力するカタログテンプレート出力手段とを備える、コンテンツ作成システム。

【請求項 20】

サーバと通信端末とを含むコンテンツ作成システムであって、 30

前記通信端末は、

前記通信端末の機器情報を送信する機器情報送信手段と、

コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を前記サーバに対して出力する素材選択出力手段とを備え、

前記サーバは、

前記通信端末より前記機器情報を取得する機器情報取得手段と、

前記通信端末より前記素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、

前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、

前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、 40

前記取得した通信端末の機器情報と、前記作成されたカタログと、操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段と、

前記作成されたカタログテンプレートを前記通信端末に対して出力するカタログテンプレート出力手段とを備える、コンテンツ作成システム。

【請求項 21】

前記サーバは、前記素材のデータを格納する素材データ格納手段と、

前記素材データ格納手段から読出した素材データに基づいて素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成手段と、 50

前記作成された素材リストデータを前記通信端末に対して出力する素材リストデータ出力手段とをさらに備え、

前記通信端末の素材選択出力手段は、前記サーバより取得した前記素材リストデータに基づいた前記素材の選択結果を前記サーバに対して出力する、請求項19または20に記載のコンテンツ作成システム。

#### 【請求項22】

前記サーバの素材状態取得手段は、前記素材データ格納手段から前記選択された素材の状態の情報を取得し、

前記素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも1つで表わされる状態である、請求項21に記載のコンテンツ作成システム。 10

#### 【請求項23】

前記サーバの素材データ格納手段は、前記素材の各状態から他の状態への遷移するための操作方法を含む素材のデータを格納し、

前記サーバのカタログテンプレート作成手段は、前記素材データ格納手段より前記操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項21または22に記載のコンテンツ作成システム。

#### 【請求項24】

前記サーバは、前記操作方法を格納する操作方法テンプレート格納手段をさらに備え、前記サーバのカタログテンプレート作成手段は、前記操作方法テンプレート格納手段より

前記操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項19～22のいずれかに記載のコンテンツ作成システム。 20

#### 【請求項25】

前記通信端末は、前記サーバから取得したカタログテンプレートに基づいて、前記カタログの選択結果を前記サーバに対して出力するカタログ選択出力手段をさらに備え、

前記サーバは、前記通信端末より、前記カタログの選択結果を受付けるカタログ選択受付手段と、

前記選択されたカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成手段とをさらに備える、請求項19～24のいずれかに記載のコンテンツ作成システム。 30

#### 【請求項26】

コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付ステップと、

前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得ステップと、

前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成ステップと、

前記作成されたカタログと操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成ステップとを備える、コンテンツ作成方法。 40

#### 【請求項27】

通信端末の機器情報を取得する機器情報取得ステップと、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付ステップと、

前記選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得ステップと、

前記取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成ステップと、

前記取得した通信端末の機器情報と、前記作成されたカタログと、操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成ステップとを備える、コンテンツ作成方法。

#### 【請求項28】

前記素材のデータを格納する素材データ格納装置から前記素材データを読み出して、素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成ステップと、

前記作成された素材リストデータを出力する素材リストデータ出力ステップとをさらに備

50

え、

前記素材選択受付ステップは、前記出力された素材リストデータに基づく前記素材の選択結果を受付ける、請求項26または27に記載のコンテンツ作成方法。

【請求項29】

前記素材状態取得ステップは、前記素材データ格納装置から前記選択された素材の状態の情報を取得し、

前記素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも1つで表わされる状態である、請求項28に記載のコンテンツ作成方法。

【請求項30】

前記カタログテンプレート作成ステップは、前記素材データ格納装置より、前記選択された素材のデータの各状態から他の状態への遷移するための操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項28または29に記載のコンテンツ作成方法。

【請求項31】

前記カタログテンプレート作成手段は、前記操作方法を格納する前記操作方法テンプレート格納装置より前記操作方法を取得して前記カタログテンプレートを作成する、請求項26～29のいずれかに記載のコンテンツ作成方法。

【請求項32】

前記作成したカタログテンプレートを出力するカタログテンプレート出力ステップと、前記出力したカタログテンプレートに基づいて、前記カタログの選択結果を受付けるカタログ選択受付ステップと、

前記選択されたカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成ステップとをさらに備える、請求項26～31のいずれかに記載のコンテンツ作成方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明はサーバ、通信端末、コンテンツ作成システム、およびコンテンツ作成方法に関し、特に、最適なコンテンツを作成することのできるサーバ、通信端末、コンテンツ作成システム、およびコンテンツ作成方法に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来より、予め用意されている素材からユーザの選択を受け、選択された素材を用いてコンテンツを作成するコンテンツ作成装置が知られている。

【0003】

そのようなコンテンツ作成装置においては、よりユーザの好みに合致したコンテンツを作成するために、様々な試みがなされている。

【0004】

例えば、特許文献1においては、フレーム画像と、撮影画像とを合成して合成写真であるコンテンツを作成する画像合成写真機が開示されており、特に、静止画のフレーム画像を動画像で表示し、ユーザから指定されたタイミングに表示された動画像を静止画のフレーム画像として画像合成に用いる画像合成写真機が開示されている。

【0005】

このような画像合成写真機を用いることで、ユーザが指定したタイミングに応じてフレーム画像を自由に作成できるため、ユーザによるカスタマイズが可能になり、オリジナリティの高い写真を作成することができる。

【0006】

また、先に動画像から静止画のフレーム画像を作成してからそのフレーム画像に合わせて写真を撮影する場合には、フレーム画像と撮影画像との位置関係が適切なコンテンツが作成される。

【0007】

10

20

30

40

50

**【特許文献1】**

特開平10-282571号公報

**【0008】****【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、上述の特許文献1に開示されているような画像合成写真機を用いて、すでに撮影された写真画像に対してフレーム画像を合成しようとすると、図16に示すように、撮影画像の被写体に素材が重なるなど、不都合が生じる場合があるという問題がある。

**【0009】**

また、静止画であるフレーム画像を見ながら写真を撮影する場合には、確かにコンテンツの作成結果をある程度確認しつつコンテンツを作成することができるものの、完全にコンテンツの作成結果を確認しながらコンテンツの作成を行なうことができるわけではない。そのため、コンテンツの作成後に、撮影のタイミングによって撮影画像が異なってくる等、コンテンツの作成結果が不都合であることがわかる場合もある。

**【0010】**

例えば、フレーム画像の種類によっては、ユーザが横を向いて横顔を撮影した方が適している場合もある。このような場合は、被写体であるユーザ自身は横を向くために視線を横に向けてしまい、正面にある画像合成写真機の表示装置（すなわち現在フレーム画像と撮影画像との状態が表示されているもの）の方を向くことはできない。その結果として、フレーム画像と撮影画像との組合せ状態を自分の目で確認しながら写真を撮影することができず、コンテンツ作成後まで、フレーム画像と合成されたコンテンツの作成結果を確認することができないという問題がある。

**【0011】**

また、従来の特許文献1に開示されているような画像合成写真機を用いてコンテンツを作成する場合には、コンテンツの作成中に、図17に示すような素材の位置の調整を行なうことができない。そのため、コンテンツの作成結果が自分のイメージしていたものと異なる場合には、再度写真を撮影するというようなコンテンツの作成をし直すことになってしまうという問題もあった。

**【0012】**

本発明はこのような問題に鑑みてなされたものであって、手間をかけることなく最適なコンテンツを作成することのできるサーバ、通信端末、コンテンツ作成システム、およびコンテンツ作成方法を提供することを目的とする。

**【0013】****【課題を解決するための手段】**

上記目的を達成するために、本発明のある局面に従うと、サーバは、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、取得した状態における各素材を組合させて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、作成されたカタログと操作方法とを組合させて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段とを備える。

**【0014】**

本発明の他の局面に従うと、サーバは、通信端末の機器情報を取得する機器情報取得手段と、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、取得した状態における各素材を組合させて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、取得した通信端末の機器情報と、作成されたカタログと、操作方法とを組合せて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段とを備える。

**【0015】**

また、サーバは、素材のデータを格納する素材データ格納手段と、素材データ格納手段から読み出した素材データに基づいて素材選択用のリストである素材リストデータを作成する

10

20

30

40

50

素材リストデータ作成手段と、作成された素材リストデータを出力する素材リストデータ出力手段とをさらに備え、素材選択受付手段は、出力された素材リストデータに基づく素材の選択結果を受付けることが望ましい。

【0016】

また、サーバは、素材のデータを格納する素材データ格納手段と、素材データ格納手段から読み出した素材データと、機器情報取得手段にて取得した機器情報とに基づいて、素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成手段と、作成された素材リストデータを出力する素材リストデータ出力手段とをさらに備え、素材選択受付手段は、出力された素材リストデータに基づく素材の選択結果を受付けることが望ましい。  
10

【0017】

また、上述の素材状態取得手段は、素材データ格納手段から選択された素材の状態の情報を取得し、素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも1つで表わされる状態であることが望ましい。

【0018】

また、上述の素材データ格納手段は、素材の各状態から他の状態への遷移するための操作方法を含む素材のデータを格納し、カタログテンプレート作成手段は、素材データ格納手段より操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。

【0019】

また、サーバは、操作方法を格納する操作方法テンプレート格納手段をさらに備え、カタログテンプレート作成手段は、操作方法テンプレート格納手段より操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。  
20

【0020】

また、サーバは、作成したカタログテンプレートを出力するカタログテンプレート出力手段と、出力したカタログテンプレートに基づいて、カタログの選択結果を受付けるカタログ選択受付手段と、選択されたカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成手段とをさらに備えることが望ましい。

【0021】

本発明のさらに他の局面に従うと、通信端末は、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を出力する素材選択出力手段と、選択した素材を組合わせたコンテンツの見本であるカタログと、操作方法とを含む、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを取得するカタログテンプレート取得手段と、カタログテンプレートに基づいて、カタログを出力するカタログ出力手段とを備える。  
30

【0022】

本発明のさらに他の局面に従うと、通信端末は、当該通信端末の機器情報を送信する機器情報送信手段と、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を出力する素材選択出力手段と、選択した素材を組合わせたコンテンツの見本であるカタログと、操作方法とを含む、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを取得するカタログテンプレート取得手段と、取得したカタログテンプレートに基づいて、カタログを表示するカタログ表示手段とを備える。  
40

【0023】

また、通信端末は、カタログテンプレートに基づいて、カタログの選択結果を出力するカタログ選択出力手段をさらに備えることが望ましい。

【0024】

本発明のさらに他の局面に従うと、通信端末は、コンテンツの作成に用いる素材を選択する素材選択手段と、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、作成されたカタログと操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段と  
50

を備える。

【0025】

本発明のさらに他の局面に従うと、通信端末は、コンテンツの作成に用いる素材を選択する素材選択手段と、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、当該通信端末の機器情報と、作成されたカタログと、操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段とを備える。

【0026】

また、通信端末は、素材のデータを格納する素材データ格納手段と、素材データ格納手段から読み出した素材データに基づいて素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成手段とをさらに備え、素材選択手段は、作成された素材リストデータに基づいて素材を選択することが望ましい。 10

【0027】

また、上述の素材状態取得手段は、素材データ格納手段から選択された素材の状態の情報を取得し、素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも1つで表わされる状態であることが望ましい。

【0028】

また、上述の素材データ格納手段は、素材の各状態から他の状態への遷移するための操作方法を含む素材のデータを格納し、カタログテンプレート作成手段は、素材データ格納手段より操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。 20

【0029】

また、通信端末は、操作方法を格納する操作方法テンプレート格納手段をさらに備え、カタログテンプレート作成手段は、操作方法テンプレート格納手段より操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。

【0030】

また、通信端末は、作成したカタログテンプレートに基づいて、カタログを選択するカタログ選択手段と、選択したカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成手段とをさらに備えることが望ましい。 30

【0031】

本発明のさらに他の局面に従うと、コンテンツ作成システムは、サーバと通信端末とを含むコンテンツ作成システムであって、通信端末は、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果をサーバに対して出力する素材選択出力手段を備え、サーバは、通信端末より素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、作成されたカタログと操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段と、作成されたカタログテンプレートを通信端末に対して出力するカタログテンプレート出力手段とを備える。 40

【0032】

本発明のさらに他の局面に従うと、コンテンツ作成システムは、サーバと通信端末とを含むコンテンツ作成システムであって、通信端末は、通信端末の機器情報を送信する機器情報送信手段と、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果をサーバに対して出力する素材選択出力手段とを備え、サーバは、通信端末より機器情報を取得する機器情報取得手段と、通信端末より素材の選択結果を受付ける素材選択受付手段と、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得手段と、取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成手段と、取得した通信端末の機器情報と、作成されたカタログと、操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成手段と、作成さ 50

れたカタログテンプレートを通信端末に対して出力するカタログテンプレート出力手段とを備える。

【0033】

また、コンテンツ作成システムにおいて、上述のサーバは、素材のデータを格納する素材データ格納手段と、素材データ格納手段から読出した素材データに基づいて素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成手段と、作成された素材リストデータを通信端末に対して出力する素材リストデータ出力手段とをさらに備え、通信端末の素材選択出力手段は、サーバより取得した素材リストデータに基づいた素材の選択結果をサーバに対して出力することが望ましい。

【0034】

また、上述のサーバの素材状態取得手段は、素材データ格納手段から選択された素材の状態の情報を取得し、素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも1つで表わされる状態であることが望ましい。

【0035】

また、上述のサーバの素材データ格納手段は、素材の各状態から他の状態への遷移するための操作方法を含む素材のデータを格納し、サーバのカタログテンプレート作成手段は、素材データ格納手段より操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。

【0036】

また、上述のサーバは、操作方法を格納する操作方法テンプレート格納手段をさらに備え、サーバのカタログテンプレート作成手段は、操作方法テンプレート格納手段より操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。

【0037】

また、上述の通信端末は、サーバから取得したカタログテンプレートに基づいて、カタログの選択結果をサーバに対して出力するカタログ選択出力手段をさらに備え、サーバは、通信端末より、カタログの選択結果を受付けるカタログ選択受付手段と、選択されたカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成手段とをさらに備えることが望ましい。

【0038】

本発明のさらに他の局面に従うと、コンテンツ作成方法は、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付ステップと、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得ステップと、取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成ステップと、作成されたカタログと操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成ステップとを備える。

【0039】

本発明のさらに他の局面に従うと、コンテンツ作成方法は、通信端末の機器情報を取得する機器情報取得ステップと、コンテンツの作成に用いる素材の選択結果を受付ける素材選択受付ステップと、選択された素材の状態の情報を取得する素材状態取得ステップと、取得した状態における各素材を組合わせて、コンテンツの見本であるカタログを作成するカタログ作成ステップと、取得した通信端末の機器情報と、作成されたカタログと、操作方法とを組合わせて、カタログ出力および選択用のプログラムであるカタログテンプレートを作成するカタログテンプレート作成ステップとを備える。

【0040】

また、コンテンツ作成方法は、素材のデータを格納する素材データ格納装置から素材データを読出して、素材選択用のリストである素材リストデータを作成する素材リストデータ作成ステップと、作成された素材リストデータを出力する素材リストデータ出力ステップとをさらに備え、素材選択受付ステップは、出力された素材リストデータに基づく素材の選択結果を受付けることが望ましい。

10

20

30

40

50

**【 0 0 4 1 】**

また、上述の素材状態取得ステップは、素材データ格納装置から選択された素材の状態の情報を取得し、素材の状態は、素材の位置と、色と、形状のパターンと、縮尺と、素材に含まれる線図の太さと、素材の動作との少なくとも1つで表わされる状態であることが望ましい。

**【 0 0 4 2 】**

また、上述のカタログテンプレート作成ステップは、素材データ格納装置より、選択された素材のデータの各状態から他の状態への遷移するための操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。

**【 0 0 4 3 】**

また、上述のカタログテンプレート作成手段は、操作方法を格納する操作方法テンプレート格納装置より操作方法を取得してカタログテンプレートを作成することが望ましい。

**【 0 0 4 4 】**

また、コンテンツ作成方法は、作成したカタログテンプレートを出力するカタログテンプレート出力ステップと、出力したカタログテンプレートに基づいて、カタログの選択結果を受付けるカタログ選択受付ステップと、選択されたカタログに基づいて、コンテンツを作成するコンテンツ作成ステップとをさらに備えることが望ましい。

**【 0 0 4 5 】****【発明の実施の形態】**

以下に、図面を参照しつつ、本発明の実施の形態について説明する。以下の説明では、同一の部品および構成要素には同一の符号を付してある。それらの名称および機能も同じである。したがってそれらについての詳細な説明は繰返さない。

**【 0 0 4 6 】**

図1は、本実施の形態におけるコンテンツ作成システムの構成の具体例を示す図である。図1を参照して、本実施の形態におけるコンテンツ作成システムは、コンテンツ作成のための素材を記憶し、コンテンツ作成のための処理を行なうサーバ10と、ユーザがコンテンツ作成のために用いる通信端末20とを含み、ネットワークを介して相互に通信を行なう。ネットワークは、インターネットやLAN( Local Area Network )等の通信回線を介して通信を行なうためのネットワークであってもよいし、無線による通信を行なうネットワークであっても構わない。

**【 0 0 4 7 】**

次に、図2および図3を用いて、上述のコンテンツ作成システムに含まれるサーバ10と通信端末20との各自について説明する。

**【 0 0 4 8 】**

図2は、本実施の形態におけるサーバ10の構成を示すブロック図である。図2を参照して、本実施の形態におけるサーバ10は、CPU(Central Processing Unit)等から構成され、サーバ10全体を制御する制御部101と、ROM(Read Only Memory)やRAM(Random Access Memory)等から構成され、制御部101で実行するプログラム等を格納し、また、制御部101でプログラムを実行する際の作業領域ともなるメモリ102と、ネットワークを介して通信端末20と通信を行なう送受信部103とを含む。

**【 0 0 4 9 】**

また、サーバ10は、コンテンツの素材のデータを格納する素材データベース(素材DB)104と、素材データベース104に格納されている素材データに基づいて素材リストデータを作成する素材リストデータ作成部106と、各種操作方法が記載された操作方法テンプレートを格納する操作方法テンプレート格納部108と、素材データベース104に格納されている素材と操作方法テンプレート格納部108に格納されている操作方法テンプレートとを組合合わせる素材組合せ部107と、素材組合せ部107と操作方法テンプレート格納部108とからなるカタログテンプレート作成部105と、コンテンツを作成するコンテンツ作成部109とを含む。

10

20

30

40

50

**【 0 0 5 0 】**

上述のサーバ10は、パーソナルコンピュータ等から構成されるサーバであって、上述の図2に示される構成に限定されるものではない。

**【 0 0 5 1 】**

次に、図3は、本実施の形態における通信端末20の構成を示すブロック図である。図3を参照して、本実施の形態における通信端末20は、ネットワークを介してサーバ10と通信を行なう送受信部201と、ディスプレイ等から構成され、コンテンツを表示する画面表示部205と、画面表示部205におけるコンテンツの表示を制御する表示制御部203と、ボタン等から構成されユーザの指示等の入力を受付ける入力部206と、入力部206からの入力情報に基づいて制御を行なう入力制御部202と、ROMやRAM等から構成され、表示制御部203や入力制御部202で実行するプログラムや各種データ等を格納し、また、プログラムを実行する際の作業領域ともなるメモリ204とを含む。10

**【 0 0 5 2 】**

なお、通信端末20は、ここでは一般的な携帯電話であるものとし、上述の図3に示される構成に限定されるものではない。また、通信端末20が携帯電話以外のパーソナルコンピュータやPDA(Personal Digital Assistants)等の端末装置である場合であっても同様である。

**【 0 0 5 3 】**

このような本実施の形態におけるコンテンツ作成システムにおいては、次のような処理が実行されてコンテンツが作成される。以下に、図4～図6を用いて、コンテンツ作成システムにおける処理について説明する。なお、図4～図6のフローチャートに示される処理は、サーバ10の制御部101がメモリ102に記憶されているプログラムを読み出して実行し、また、通信端末20の表示制御部203や入力制御部202がメモリ204に記憶されているプログラムを読み出して実行することで実現される。20

**【 0 0 5 4 】**

図4を参照して、始めに、サーバ10の素材リストデータ作成部106において、素材データベース104に格納されている素材データを読み出し(S101)、通信端末20へ送信するための素材リストデータを作成する(S103)。そして、送受信部103より、作成した素材リストデータが通信端末20に対して送信される(S105)。

**【 0 0 5 5 】**

通信端末20は、送受信部201において、サーバ10より素材リストデータを受信し(S201)、表示制御部203において、受信した素材リストデータを画面表示部205に表示させる(S203)。30

**【 0 0 5 6 】**

次に、入力部206において、ユーザからコンテンツ作成に用いる素材の選択を受け、選択が終了すると(S205でYES)、入力制御部202により、入力部206で受けた選択結果が送受信部201に渡される。そして、送受信部201より、選択結果がサーバ10に対して送信される(S207)。

**【 0 0 5 7 】**

サーバ10は、送受信部103において、通信端末20からコンテンツ作成に用いる素材の選択結果を受信すると(S107でYES)、受信した選択結果をメモリ102に一時的に格納する(S109)。40

**【 0 0 5 8 】**

次に、カタログテンプレート作成部105において、格納された選択結果をメモリ102より読み出し、選択された素材に対応するデータを素材データベース104より読み出す(S111)。さらに、素材組合せ部107において、選択された素材の組合せパターンを作成し、メモリ102に一時的に格納する(S113)。

**【 0 0 5 9 】**

次に、図5を参照して、素材組合せ部107において、操作方法テンプレート格納部108より操作方法テンプレートを読み出す(S115)。そして、メモリ102より読み出しへ50

た素材の組合せパターンと、操作方法テンプレート格納部 108 より読出した操作方法テンプレートとを合成してカタログテンプレートを作成し (S117) 、メモリ 102 に一時的に格納する (S119) 。

【0060】

カタログテンプレートとは、選択された素材であって様々な状態にある素材を組合せたコンテンツの見本と、ユーザが所望するコンテンツの見本を通信端末 20 を用いて閲覧し選択するための操作方法を記載した操作方法テンプレートとを含むプログラムであって、詳細は後に具体例を挙げて説明する。

【0061】

次に、メモリ 102 より格納されたカタログテンプレートが読出され、送受信部 103 より通信端末 20 に対して送信される (S121) 。 10

【0062】

通信端末 20 は、送受信部 201 において、サーバ 10 よりカタログテンプレートを受信すると (S209 で YES ) 、表示制御部 203 において、受信したカタログテンプレートを画面表示部 205 に表示させる (S211) 。

【0063】

次に、入力部 206 において、ユーザから入力を受付けると (S213 で YES ) 、それが、見本の決定操作であるか、次の見本を表示させる見本の遷移操作であるかを判断する (S215) 。

【0064】

入力部 206 でユーザから受けた操作が見本の遷移操作である場合 (S215 で「遷移操作」) 、入力制御部 202 において、受信したカタログテンプレートに含まれる操作方法テンプレートの操作方法を実行し、次の見本を表示させる見本の遷移を実行する (S217) 。

【0065】

入力部 206 でユーザから受けた操作がコンテンツとする見本の決定操作である場合 (S215 で YES ) 、決定されたコンテンツの状態を示す見本の選択結果 ( 状態決定結果 ) が送受信部 201 に渡され、送受信部 201 よりサーバ 10 に対して送信される (S219) 。

【0066】

サーバ 10 は、送受信部 103 において、通信端末 20 から状態決定結果を受信すると (S123 で YES ) 、続いて図 6 を参照して、コンテンツ作成部 109 において、メモリ 102 に格納されているカタログテンプレートを読出す (S125) 。

【0067】

次に、コンテンツ作成部 109 において、メモリ 102 から読出したカタログテンプレートより、ユーザから選択された状態決定結果に該当する見本を抜出してコンテンツを作成する (S127) 。そして、作成されたコンテンツは送受信部 103 に渡され、送受信部 103 より通信端末 20 に対して送信される (S129) 。

【0068】

通信端末 20 は、送受信部 201 において、サーバ 10 よりコンテンツを受信すると (S221 で YES ) 、表示制御部 203 において、受信したコンテンツを画面表示部 205 に表示させる (S223) 。 40

【0069】

以上で、本実施の形態のコンテンツ作成システムにおいてコンテンツが作成され、通信端末 20 の画面表示部 205 に表示される。

【0070】

次に、上述のコンテンツ作成システムにおけるコンテンツの作成処理について、具体例を挙げながら詳細な説明を行なう。

【0071】

図 7 は、サーバ 10 の素材データベース 104 に格納されている素材データの具体例を示 50

す図である。図7を参照して、素材データは、素材ごとに一意に割振られた識別情報であるIDと、素材の名称であるタイトルと、素材を示すアイコンとなる代表例と、素材の各状態をユーザに示すための状態表現と、素材の各状態から他の状態へ遷移するための通信端末20での操作方法を示す状態遷移操作方法と、状態表現によって示される状態の数である状態数と、状態表現によって表現される各々の状態を示す状態1～nとを含み、テーブル形式で素材データベース104に格納される。

#### 【0072】

より具体的には、素材データには、各素材ごとに状態表現に基づいて表現された各状態の情報が含まれる。例えば、タイトル「月」の素材は、その状態が座標を用いてユーザに示される。また、タイトル「月」の素材には3つの位置の異なる状態が用意されており、その各状態は、素材の所定位置が「状態1」～「状態3」に示される座標を移動して表現される。10

#### 【0073】

また例えば、タイトル「星」の素材は、その状態が色を用いてユーザに示される。また、タイトル「星」の素材には4つの色の異なる状態が用意されており、その各状態は、素材の色が「状態1」～「状態4」に示される色に変化して表現される。

#### 【0074】

また例えば、タイトル「ハート」の素材は、その状態が具体的なパターンを用いてユーザに示される。また、タイトル「ハート」の素材には4つのパターンの異なる状態が用意されており、その各状態は、素材の形状が「状態1」～「状態4」に示されるパターンに変化して表現される。20

#### 【0075】

なお、素材の状態の表現方法は上述の表現方法に限定されない。その他の素材の状態の表現方法として、2倍や3倍等の縮尺を用いて表現する方法であってもよいし、素材に含まれる線図の太さを用いて表現する方法であってもよいし、各状態における変形パターンの静止画データやアニメーションデータ等を用いて表現する方法であってよい。

#### 【0076】

上述のステップS101においては、サーバ10の素材リストデータ作成部106がこのような素材データを読み出し、素材リストデータを作成する。

#### 【0077】

次に、通信端末20の画面表示部205に表示される素材リストデータ51の具体例を図8に示す。図8を参照して、素材リストデータ51には、コンテンツに用いる素材を選択するためのチェックボックス52と、各素材を示すアイコンであって、図7の素材データに含まれる代表例を用いて示されるアイコン53と、素材の名称を示すタイトルであって、図7の素材データに含まれるタイトルを用いて示されるタイトル54と、1画面で素材データが表示しきれず複数ページにわたる場合にページを送るためのページ送りボタン55と、素材の選択を決定するための決定ボタン56とが含まれる。30

#### 【0078】

ユーザは、通信端末20の画面表示部205に表示される素材リストデータ51を見て、所望する素材のチェックボックス52にチェックを入れ、決定ボタン56を押下する。このことで、ステップS207において、その選択結果が通信端末20からサーバ10に送信される。このとき、通信端末20からサーバ10には、選択された素材を示すIDが送信される。そして、ステップS109では、サーバ10は、ユーザの選択結果として、選択された素材を示すIDをメモリ102に一時的に格納する。40

#### 【0079】

図8に示す素材リストデータ51は、HTML(Hyper text Markup Language)を用いて作成されたデータであって、ウェブブラウザにて表示される。しかし、素材リストデータは、HTMLを用いて作成されるデータに限定されるものではなく、メールを用いて送付されるリストデータ等、他の形態のデータであっても構わない。なお、このような場合には、上述の素材を示すアイコン53や、タイトル54に加えて50

、図7に示される素材の識別情報であるIDがサーバ10から素材リストデータとして通信端末20に送信されてもよい。そして、ステップS207では、通信端末20から、選択された素材のIDを記入したリストをメールの本文として、所定のメールアドレスに送信することで、選択結果である素材のIDがサーバ10に送信されるものとする。

#### 【0080】

なお、上述の例は、コンテンツ作成のための素材が画像である場合の具体例であるが、素材は画像に限定されず、音声や音楽、動画、文字、配色等、その他のものであってもよい。

#### 【0081】

次に、図9に、操作方法テンプレート格納部108に格納されている操作方法テンプレート61の具体例を示す。図9に具体例が示される操作方法テンプレート61は、右矢印キー63a～63cを押下することで画面62a～62cが順に切替り、所望する画面62が表示されている状態でEnterキー64a～64cを押下することで、その画面62が決定された旨の情報を送るという操作を行なうための操作方法テンプレートである。10

#### 【0082】

上述のステップS115においては、サーバ10でこのような操作方法テンプレートが読み出され、ステップS117において素材の選択結果と組合されてカタログテンプレートが作成される。

#### 【0083】

図10に、カタログテンプレート71の具体例を示す。図10に示される見本75とは、図7の素材データにおいて、素材76と素材77と素材74とに対して定義されている各状態を組合せた結果となる1つ1つの組合せのことである。この組合せの方法は、単純には順列組合せが考えられるが、これに限定されない。また、カタログテンプレート71は、複数の見本75と、図9に示される操作方法テンプレート61とを組合せることによって、ユーザからの閲覧および選択を可能とするプログラムである。具体的には、各々の見本75の遷移を右矢印キー72にて行ない、また、各々の見本75の中から所望の1つを選択するためにEnterキー73を用いることが図10に示されている。20

#### 【0084】

図10に示されるカタログテンプレート71が、ステップS121においてサーバ10から通信端末20に送信されることで、ステップS211では、通信端末20の画面表示部205に、見本75が表示される。また、見本75に含まれる素材74が音楽である場合には、図3には示されない通信端末20のスピーカより出力される。30

#### 【0085】

ステップS215で、ユーザが入力部206の右矢印キー72を押下することで、カタログテンプレート71に含まれる操作方法テンプレート61によって見本の遷移が実行され、画面表示部205には、次の見本75が表示される。

#### 【0086】

また、ステップS215で、ユーザがEnterキー73を押下することで、所望する素材の状態である見本78が決定される。そして、ステップS219で、決定された見本78を示す情報が、通信端末20からサーバ10に対して送信される。40

#### 【0087】

このようなカタログテンプレートを用いたコンテンツ作成の仕組みを、図11を用いて説明する。すなわち、図11を参照して、コンテンツ作成のための素材A,Bは、サーバ10の素材データベース104に格納されている素材データにおいて、取り得る状態が座標等によって予め定められている。例えば、図11に示される「月」である素材Aは、上下方向に位置する各状態が素材データにおいて定められており、「ハート」である素材Bは、左右方向に位置する各状態が素材データにおいて定められている。

#### 【0088】

サーバ10の素材組合せ部107では、これらの素材の各状態を組合せて見本を作成50

し、さらに、操作方法テンプレート格納部 108 より操作方法テンプレートを読み出して組合わせる。例えば、図 11 に示される例では、「上下キーで素材 1 を動かす 左右キーで素材 2 を動かす」という操作方法が示される操作方法テンプレートを操作方法テンプレート格納部 108 より読み出す。そして、操作方法テンプレートにおける「素材 1」の部分に対して、先に素材組合せ部 107 にて作成した見本の「素材 A」(具体的には「月」)を当てはめ、操作方法テンプレートにおける「素材 2」の部分に対して、見本における「素材 B」(具体的には「ハート」)である素材 B を当てはめる。このようにして、各素材の状態を遷移させる操作方法の情報を含むプログラムであるカタログテンプレートを作成する。

## 【0089】

10

このような複数の見本と操作方法テンプレートとを含むプログラムであるカタログテンプレートによって、ユーザから通信端末 20 を用いて、所望する素材の状態の決定を受付ける。

## 【0090】

そして、サーバ 10 では、決定された見本に基づいて、ステップ S127 でコンテンツ作成部 109においてコンテンツを作成する。ステップ S127 では、サーバ 10 は通信端末 20 から素材の状態の決定結果を受信すると、メモリ 102 から図 10 に示すカタログテンプレート 71 を読み出し、カタログテンプレート 71 から決定された見本 78 を抜出してコンテンツを作成する処理を行なう。なお、コンテンツの作成処理は、カタログテンプレートから見本を抜出す処理に限定されず、決定された状態である素材を組合させて新たにコンテンツを作成する等、その他の処理であってもよい。

20

## 【0091】

なお、図 7 に示すように、素材データで素材ごとに各状態から他の状態へ遷移するための操作方法を予め定めておくことができる。例えば、タイトル「月」の素材は、状態 1 である場合に右キーを押下することで状態 2 に遷移し、状態 2 である場合に右キーを押下することで状態 1 に遷移し、また、左キーを押下することで状態 3 へ遷移する。

## 【0092】

このように素材ごとに状態を遷移させる操作方法が設定されている場合には、サーバ 10 のカタログテンプレート作成部 105 において上述のように操作方法テンプレートを組合わせてカタログテンプレートを作成する必要はなく、ユーザから選択された素材を組合わせるのみでカタログテンプレートを作成することができる。

30

## 【0093】

本実施の形態におけるコンテンツ作成システムにおいて上述の処理が実行されることで、コンテンツの作成結果(できあがり)をコンテンツ作成中に見本で確認しながら、所望の状態を選択することができる。そのため、作成結果が当初イメージしていた状態と異なるということではなく、何度もコンテンツを作成し直すという手間を省いて最適なコンテンツを作成することができる。また、コンテンツを作成する際に、ユーザの個性に合わせて事前にカスタマイズすることも可能となる。

## 【0094】

さらに、上述の具体例のように、コンテンツ作成のための素材はサーバ 10 に格納されいる素材に限定されず、その他の素材を用いてもよい。例えば、デジタルカメラで撮影した撮影画像等、その他の画像取得装置において取得した画像を通信端末 20 を含む通信装置を用いてサーバ 10 に送信することで、このような取得した画像も素材として用いることができる。

40

## 【0095】

コンテンツ作成システムにおいて、このように取得した画像を素材として用いてコンテンツを作成することで、例えばユーザが撮影した写真に、さらにサーバ 10 に格納される素材を合成させて、見本で作成結果を確認しながらコンテンツを作成することもできる。

## 【0096】

## [変形例 1 ]

50

なお、上述のように、コンテンツ作成のための素材は、画像や音楽のみならず音声や、文字や配色等であってもよい、また、画像が動画であっても構わない。そこで、以下に、コンテンツ作成のための素材が動画である場合について説明する。

#### 【0097】

この場合、サーバ10の素材データベース104には、図12に示すような素材データが格納される。すなわち、図12を参照して、タイトル「ハート」の素材が動画（アニメーション）である場合にはそのアニメーションデータの種類が各状態としてユーザに示される。

#### 【0098】

このアニメーションである素材を用いて見本が作成されると、カタログテンプレートを受信した通信端末20の画面表示部205には、アニメーションを含む見本が表示される。

#### 【0099】

本実施の形態におけるコンテンツ作成システムにおいて、このような動画を含む幅広い素材を用いて同様の処理を行なうことで、何度もコンテンツを作成し直すという手間を省いて幅広いコンテンツを作成することができる。

#### 【0100】

##### [変形例2]

ところで、上述の実施の形態においては、コンテンツ作成システムにおいてコンテンツの作成を行なう場合を述べたが、通信端末20において、見本を閲覧するのみであっても構わない。

#### 【0101】

このような第2の変形例におけるサーバ10の構成を図13にブロック図で示す。この場合、図13に示されるように、第2の変形例におけるサーバ10は、図2に示されるコンテンツ作成部109を含まない構成とすることができる。

#### 【0102】

第2の変形例におけるコンテンツ作成システムでは、図14～図15に示される処理が実行される。

#### 【0103】

すなわち、サーバ10では、図4～図6に示される本実施の形態におけるコンテンツ作成システムでの処理をステップS121まで実行して、作成されたカタログテンプレートを通信端末20に送信して処理を終了することができる。また、通信端末20ではステップS211まで実行して、受信したカタログテンプレートを画面表示部205に表示させて処理を終了することができる。

#### 【0104】

第2の変形例におけるコンテンツ作成システムでこのような処理が行なわれることで、通信端末20において、カタログテンプレートをコンテンツ作成のための選択肢としてではなく、それ自体をコンテンツとして閲覧することができる。すなわち、予め素材の状態が定められているコンテンツではなく、閲覧するユーザによってカスタマイズしながらコンテンツを閲覧することができる。

#### 【0105】

このようなコンテンツは、例えばグリーティングカード用のコンテンツに用いること等が考えられる。なぜなら、このようなコンテンツは複数の見本からなるカタログテンプレートであるコンテンツのため、1つのコンテンツで複数のバリエーションを持たせることができるからである。そのため、そのグリーティングカードをもらったユーザは様々な楽しみ方をすることができる。例えば、音楽の素材を含む場合には、それぞれの状態で当該音楽のアレンジを変えてみる等のバリエーションを楽しむことができる。

#### 【0106】

##### [変形例3]

なお、上述の実施の形態においては、カタログテンプレートを作成する際、素材ごとに状態を遷移させる操作方法が定義されている場合と、操作方法テンプレートを参照する場合

10

20

30

40

50

との2つについて述べた。この2つの場合の利点は、素材ごとに合った状態遷移の操作方法が定義できる点であるが、例えば通信端末の種類によっては、それら素材や操作方法テンプレートにて示されている操作手段を持たない場合も考えられる。

#### 【0107】

より具体的には、通信端末として、パソコンのようにキーボードやマウスを備えるものや、携帯電話のようにテンキーや上下左右キーを備えるものや、またはハードボタン的な入力手段を備えずすべてタッチパネルにて入力操作を行なうものなども考えられる。こういった様々な通信端末ごとに適した操作方法をカタログテンプレートの操作方法として指定できるように、予め、通信端末の機器情報を取得し、その情報に基づいて、カタログテンプレートの操作方法を決定するという方法およびシステムが考えられる。

10

#### 【0108】

さらに、通信端末によっては使用できない素材が存在する。例えば、あるフォーマットの静止画素材は、ある通信端末では表示できても、他の通信端末では表示できないといったことも考えられる。また、通信端末の画面の解像度によっては、4つの大きさの状態を持つ素材Aのうち、3つの状態までしか表示できないといったこともあり得る。

#### 【0109】

本変形例においては、通信端末の機器情報に応じて、操作方法、および、提示する素材を決定する形態を説明する。

#### 【0110】

第3の変形例におけるサーバ10および通信端末20の構成、ならびにコンテンツ作成システムの構成は、上述の図1～図3に示されるものと同様であるため、ここでの説明は繰返さない。

20

#### 【0111】

図18および図19は、第3の変形例のコンテンツ作成システムにおける処理を示すフローチャートの一部である。すなわち、図18および図19は、図4～図6に示されるコンテンツ作成システムでの処理のうちの、本変形例に特有の処理にを示すフローチャートであって、図18および図19に示される処理の後には、続けて図6に示される処理が実行される。

#### 【0112】

図18を参照して、はじめに、通信端末20は、自身の機器情報をサーバ10へ送信する(S400)。この機器情報とは、通信端末20の型番など、サーバ10側において通信端末20の種類を特定できる情報である。

30

#### 【0113】

サーバ10は、型番などの通信端末20の種類を一意に特定できる情報を取得すると、受信した機器情報に基づいて通信端末20を識別する(S300)。この識別のために、サーバ10は、通信端末20の種類を特定する情報と、通信端末20のスペック(保有する操作手段、画面のサイズ、解像度、通信手段の方式等)とが対応づけられた機器情報管理テーブルを保持する。サーバ10は、この機器情報管理テーブルを参照して通信端末20の種類を識別し、通信端末20がどのような通信端末であるかを識別する。

40

#### 【0114】

次に、サーバ10は、識別した通信端末20の情報に基づいて、素材DBにある素材のうち、通信端末20に適した素材のみを読み出す(S301)。ステップS301における素材の読み出し方は、前述のステップS101での読み出し方と同様に、通信端末20の画面のサイズ、解像度、通信手段の方式(携帯電話のキャリア情報、等)から、素材DBのうち通信端末20が利用可能な素材のみを選別する。

#### 【0115】

次に、サーバ10は、選別された素材から、素材リストデータを作成し(S303)、作成した素材リストデータを通信端末20へ送信する(S305)。

#### 【0116】

サーバ10から素材リストデータを受信した通信端末20は(S401)、受信した素材

50

リストデータを画面表示部205に表示する(S403)。このことで、ユーザはどの素材を使ってコンテンツを作成するかを選択できる。

#### 【0117】

次に、通信端末20は、ユーザからコンテンツ作成に用いる素材の選択を受付ける(S405)。以降、ステップS407, S307, S309の処理は、上述のステップS207, S107, S109における処理と同様であって、通信端末20はステップS405での選択結果をサーバ10へ送信し(S407)、選択結果を受信した通信端末20では(S307)、素材の選択結果を一時格納しておく(S309)。

#### 【0118】

次に、サーバ10は、通信端末20から素材の選択結果を受信して、識別した通信端末20の情報に基づいて、通信端末20に適した素材の状態のみを読出す(S311)。ステップS311における、各素材の状態のみを読出す読出し方については、本発明において限定されるものではないが、最も単純な方法として通信端末20の画面の解像度よりも少ない画素数の素材を選んで読出す方法や、表示する座標位置がはみ出さない素材のみを選んで読出す方法などが挙げられる。言うまでもなく、他の読出し方であってもよい。

#### 【0119】

次に、サーバ10は、素材組合せ部107において、ステップS311で読出された、素材のうち適するものの状態を組合せた組合せパターンを作成し、メモリ102に一時的に格納する(S313)。

#### 【0120】

次に図19を参照して、サーバ10は、素材組合せ部107において、ステップS313で作成した組合せパターンと、通信端末20が備える操作手段とを組合せて、カタログテンプレートを作成する(S317)。

#### 【0121】

以降の処理については、前述の図5に示される処理と同様であるため、ここでの説明を繰返さない。

#### 【0122】

前述の実施の形態においては、ステップS117の前に操作方法テンプレートを読出していったが、本変形例においては、上述の処理を行なって通信端末20から取得した機器情報に基づいて、通信端末20に適した操作方法において操作できるカタログテンプレートを作成するため、ユーザに対して、より操作しやすいカタログテンプレートを提供できる。

#### 【0123】

一方、機器に応じた操作手段にてカタログテンプレートを作成した場合は、ユーザはどのような操作にてカタログテンプレートを閲覧したらよいのかが、カタログテンプレートを見ただけでは分からぬいため、カタログテンプレート作成時に、操作方法が分かるアイコンなどの表示することが好ましい。例えば、見本の状態を遷移させる手段として右キーで操作する場合は、右矢印「→」を表わすアイコンや、「右」という文字を表示することなどが好ましい。

#### 【0124】

さらに、上述の第3の変形例においては、通信端末20が機器情報として自身の型番等を送信し、サーバ10がそれら型番等から通信端末20に該当する情報を引出し参照していたが、他の形態として、通信端末20から直接機器情報を取得するといった方法も考えられる。すなわち、通信端末20が備える操作手段の種類や画面サイズなどの情報を通信端末20が直接サーバ10へ送信し、サーバ10は、通信端末20から取得した情報を直接識別して処理を行なうという方法が考えられる。このようにすれば、サーバ10が機器情報に応じたデータベースを備える必要がなく、様々な種類の通信端末に対応できる。また、本変形例では、サーバ10において機器情報管理テーブルを保持していたが、サーバ側でテーブルの内容が更新できるような形態であることが好ましい。このようにしておけば、たとえば新しい通信端末の発売など、常に最新の機器情報を保持しておくことができ、どのような通信端末10機器に対しても対応することが可能となる。このデータの更新の

10

20

30

40

50

方法は、サーバ10とは異なるサーバであって、通信端末の機器情報を提供するサーバからネットワークを介して提供されてもよいし、さらにはサーバ管理者が直接データを更新してもよい。もちろんこのような方法に限定されず、テーブルの内容を更新できるならば、どのような方法でもよい。

#### 【0125】

さらに、上述の第3の変形例においては、サーバ10が通信端末20の機器情報に適した素材のみを読み出して、ユーザに提示するという形態を説明したが、例えば、サーバ10は、通信端末20の機器情報に適した形に素材を変換した後にユーザに提示するということも考えられる。例えば、静止画で定義されている素材1は素材DBには形式Aで定義されていたが、形式Bでしか表示できない通信端末20にあわせて、サーバ10で、素材の表示形式を形式Aから形式Bへ変換した後にユーザに提示するといったことが考えられる。他の具体例として、サーバ10で、通信端末20の画面サイズに合わせて座標の位置を調整したり、素材の縮尺の度合いを調整したりといったことも考えられる。このようにして、サーバ10が通信端末20に適した形に素材を変換することによって、どのような通信端末を持つユーザでも、すべての素材を利用してコンテンツを作成することができ、コンテンツ作成のバリエーションが広がる。

#### 【0126】

なお、コンテンツ作成システムに含まれるサーバ10の素材リストデータ作成部106と、カタログテンプレート作成部105と、コンテンツ作成部109とを通信端末20が備える場合には、上述のコンテンツ作成処理を通信端末20で行なうこともできる。その場合、素材データベース104や操作方法テンプレート108も通信端末20に備えられていてもよいし、必要に応じて、データ10から取得してコンテンツ作成を行なってもよい。この場合の処理は上述のサーバ10における処理と同様であるため、ここでの説明は繰返さない。

#### 【0127】

さらに、上述の画像抽出装置が行なう画像抽出方法を、プログラムとして提供することもできる。このようなプログラムは、コンピュータに付属するフレキシブルディスク、CD-ROM(C compact Disc - ROM)、ROM、RAMおよびメモリカードなどのコンピュータ読み取り可能な記録媒体にて記録させて、プログラム製品として提供することもできる。あるいは、コンピュータに内蔵するハードディスクなどの記録媒体にて記録させて、プログラムを提供することもできる。また、ネットワークを介したダウンロードによって、プログラムを提供することもできる。

#### 【0128】

提供されるプログラム製品は、ハードディスクなどのプログラム格納部にインストールされて実行される。なお、プログラム製品は、プログラム自体と、プログラムが記録された記録媒体とを含む。

#### 【0129】

今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は上記した説明ではなくて特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

#### 【図面の簡単な説明】

【図1】本実施の形態におけるコンテンツ作成システムの構成の具体例を示す図である。

【図2】本実施の形態におけるサーバ10の構成を示すブロック図である。

【図3】本実施の形態における通信端末20の構成を示すブロック図である。

【図4】本実施の形態のコンテンツ作成システムにおけるコンテンツ作成処理を示すフローチャートである。

【図5】本実施の形態のコンテンツ作成システムにおけるコンテンツ作成処理を示すフローチャートである。

【図6】本実施の形態のコンテンツ作成システムにおけるコンテンツ作成処理を示すフロ

10

20

30

40

50

ーチャートである。

【図7】サーバ10の素材データベース104に格納されている素材データの具体例を示す図である。

【図8】通信端末20の画面表示部205に表示される素材リストデータ51の具体例を示す図である。

【図9】操作方法テンプレート格納部108に格納されている操作方法テンプレート61の具体例を示す図である。

【図10】カタログテンプレート71の具体例を示す図である。

【図11】カタログテンプレートを用いたコンテンツ作成の仕組みを示す図である。

【図12】サーバ10の素材データベース104に格納されている素材データの具体例を示す図である。 10

【図13】第2の変形例におけるサーバ10の構成を示すブロック図である。

【図14】第2の変形例におけるコンテンツ作成システムでのコンテンツ作成処理を示すフロー チャートである。

【図15】第2の変形例におけるコンテンツ作成システムでのコンテンツ作成処理を示すフロー チャートである。

【図16】従来の画像合成写真機において合成されたコンテンツの具体例を示す図である。  
。

【図17】従来の画像合成写真機において合成されたコンテンツにおいて、素材の位置の調整を行なう場合の具体例を示す図である。 20

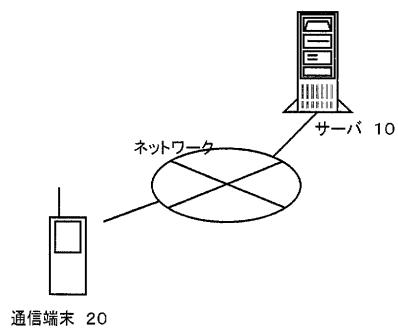
【図18】第3の変形例におけるコンテンツ作成処理を示すフロー チャートである。

【図19】第3の変形例におけるコンテンツ作成処理を示すフロー チャートである。

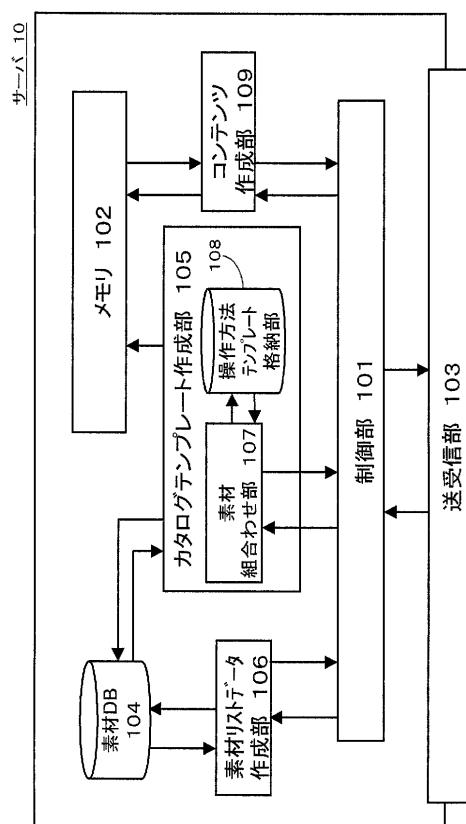
【符号の説明】

10 サーバ、20 通信端末、51 素材リストデータ、52 チェックボックス、5  
3 アイコン、54 タイトル、55 ページ送りボタン、56 決定ボタン、61 操作  
方法テンプレート、62, 62a~62c 画面、63a~c 右矢印キー、64a~  
64c Enterキー、71 カタログテンプレート、72 右矢印キー、73 E  
n  
t  
e  
r  
キ  
ー、74, 76, 77 素材、75 見本、78 選択された見本、101 制  
御部、102 サーバのメモリ、103 サーバの送受信部、104 素材データベース  
、105 カタログテンプレート作成部、106 素材リストデータ作成部、107 素  
材組合せ部、108 操作方法テンプレート格納部、109 コンテンツ作成部、20  
1 通信端末の送受信部、202 入力制御部、203 表示制御部、204 通信端末  
のメモリ、205 画面表示部、206 入力部。 30

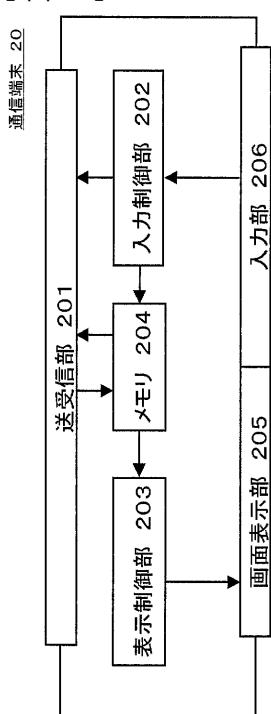
【図1】



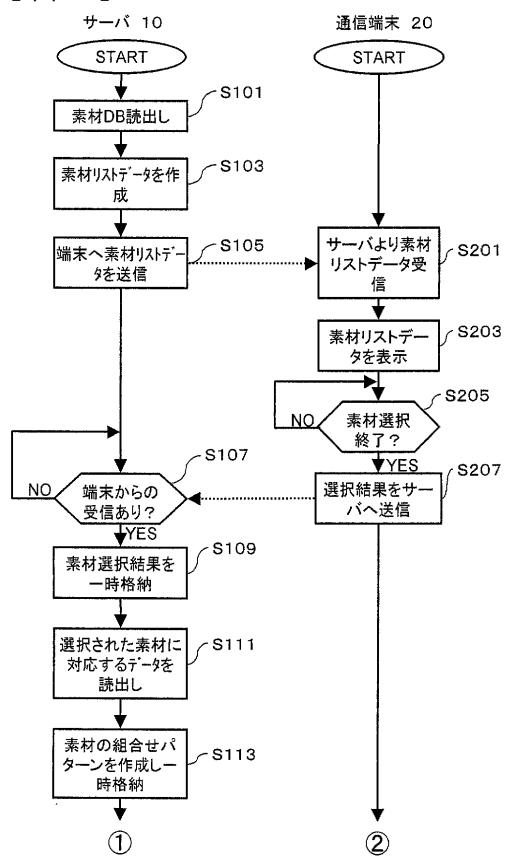
【図2】



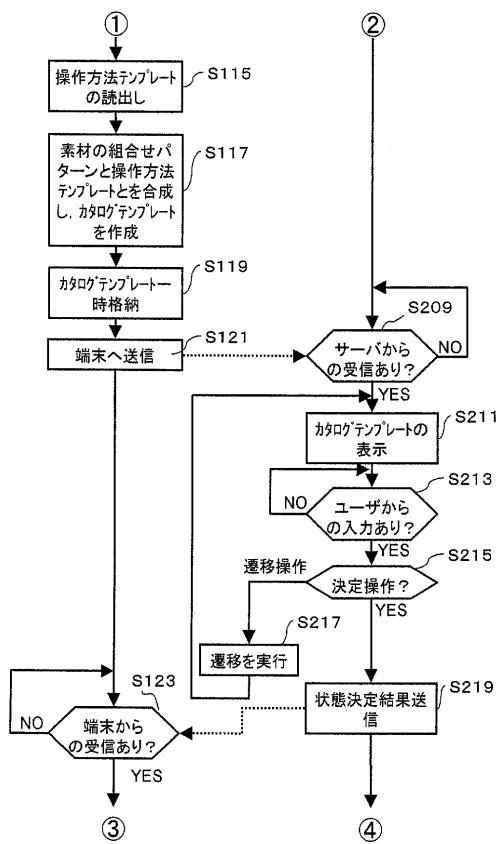
【図3】



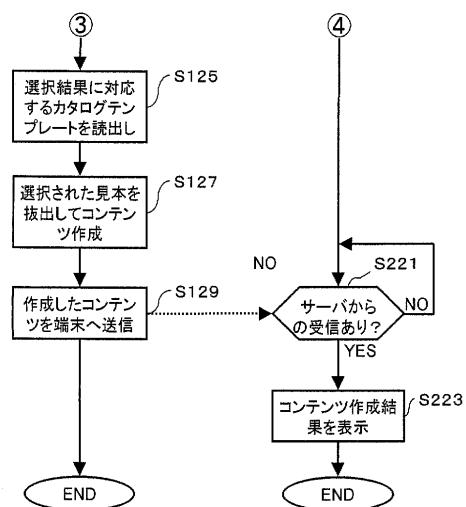
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】

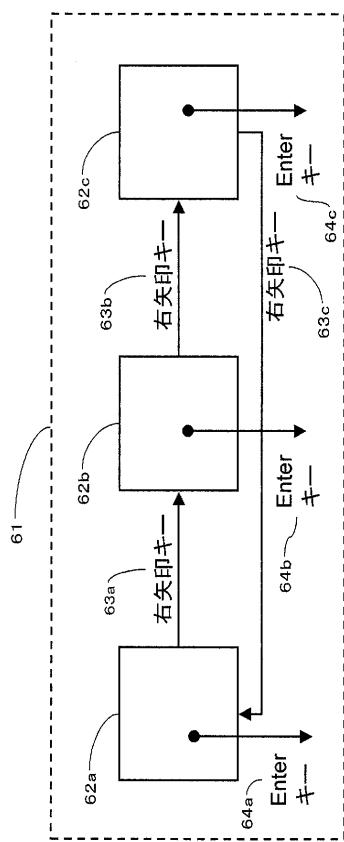
ID	タイトル	代表例	状態	状態遷移	操作方法	状態数	状態1	状態2	状態3	状態4	…
001	月	座標	状態: 右キー:状態2～ 左キー:～ 右キー:状態1～ 左キー:状態3～ 右キー:～ 左キー:状態2～	3	(25,100) (50,25) (75,100)	…			R:0 G:153 B:0	…	…
002	星	色	状態: 上キー:状態2～ 下キー:状態4～ 左キー:状態2～ 右キー:状態3～ 上キー:状態1～ 下キー:状態2～ 左キー:状態2～ 右キー:状態3～ 上キー:状態1～ 下キー:状態2～	4	R:255 G:255 B:0	R:255 G:102 B:153	R:102 G:153 B:255	…	…	…	…
003	ハート	ハート	状態: 上キー:状態2～ 下キー:状態1～ 左キー:状態2～ 右キー:状態3～ 上キー:状態1～ 下キー:状態2～	4	…	…	…	…	…	…	…

【図8】

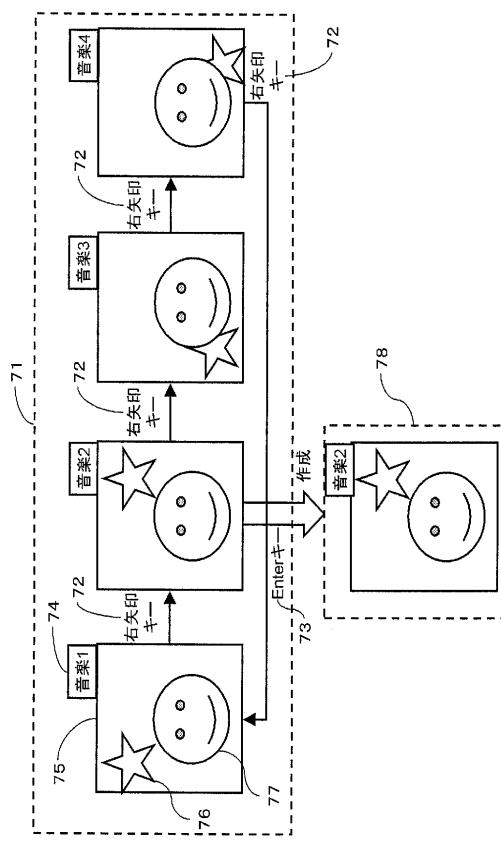
組合わせたい素材を選択してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 月	53	54
<input checked="" type="checkbox"/> 星	52	
<input checked="" type="checkbox"/> ハート	51	
<input type="checkbox"/> お日様		
<input type="checkbox"/> ニコニコ		
←前のリストへ →次のリストへ	55	
決定	56	

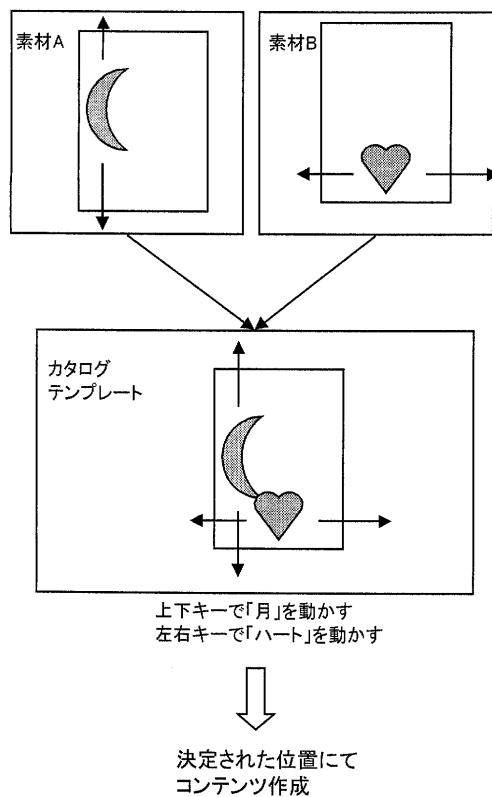
【図9】



【図10】



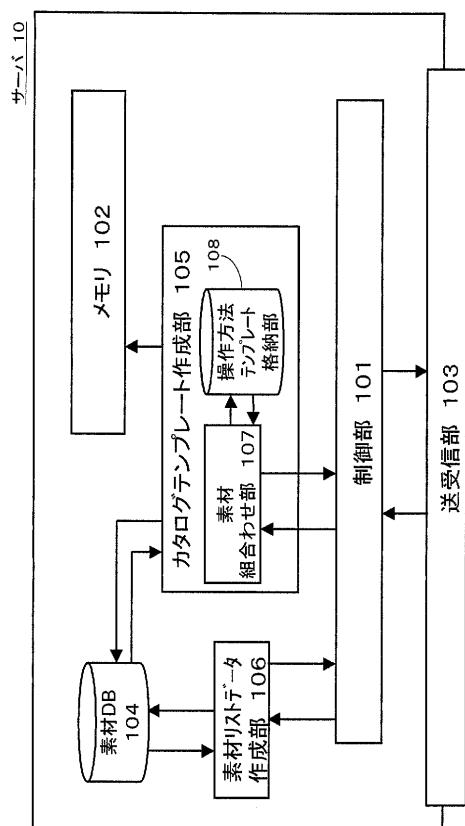
【図11】



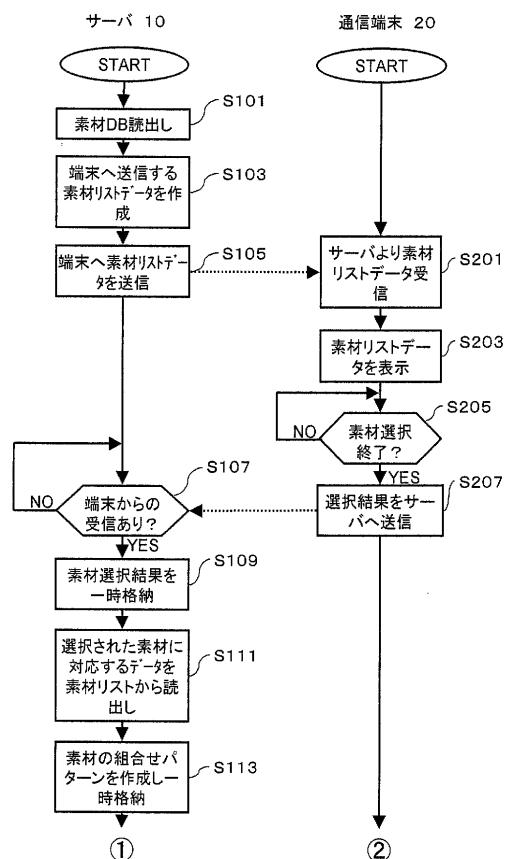
【図12】

ID	タイトル	代表例	状態表現	操作方法	状態数	状態1	状態2	状態3	状態4	...
001	月	座標	状態1: 右キー:状態2～ 左キー:～ 状態2: 左キー:状態～ 右キー:状態3～ 状態3: 右キー:～	上キー:状態2～ 下キー:状態～ 左キー:状態3～ 右キー:～	3	(25,100) (50,25)	(75,100)	～	～	...
002	星	色	状態1: 上キー:状態2～ 下キー:状態～ 左キー:状態3～ 右キー:～	上キー:状態2～ 下キー:状態～ 左キー:状態3～ 右キー:～	4	R:255 G:255 B:0	R:102 G:102 B:153	R:0 G:153 B:255	R:0 G:153 B:0	...
003	ハート	ハート	状態1: 上キー:状態2～ 下キー:状態3～ 左キー:状態4～ 右キー:状態1～ 状態2: 上キー:～ 左キー:～ 右キー:状態1～ 状態3: 上キー:～ 左キー:～ 右キー:状態2～ 状態4: 上キー:～ 左キー:～ 右キー:～	上キー:状態2～ 左キー:状態3～ 右キー:状態1～ ～	4	～	～	～	～	...

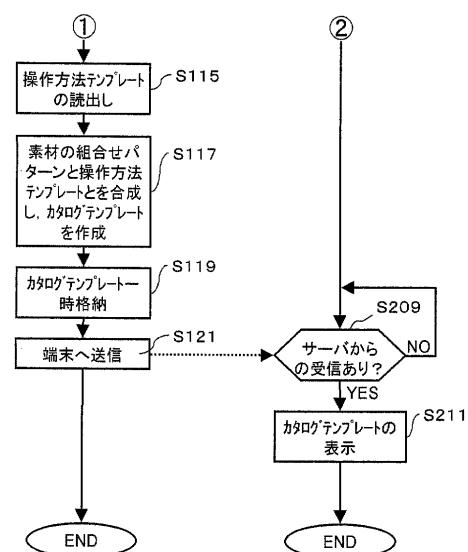
【図13】



【図14】



【図15】



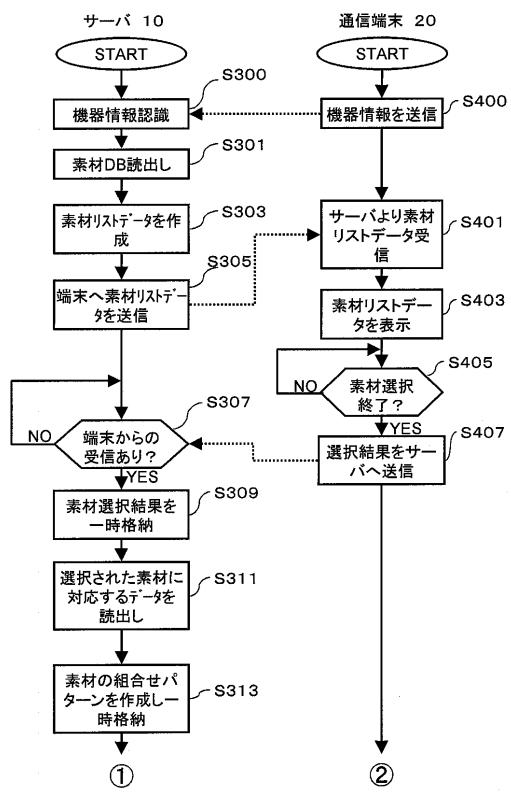
【図17】



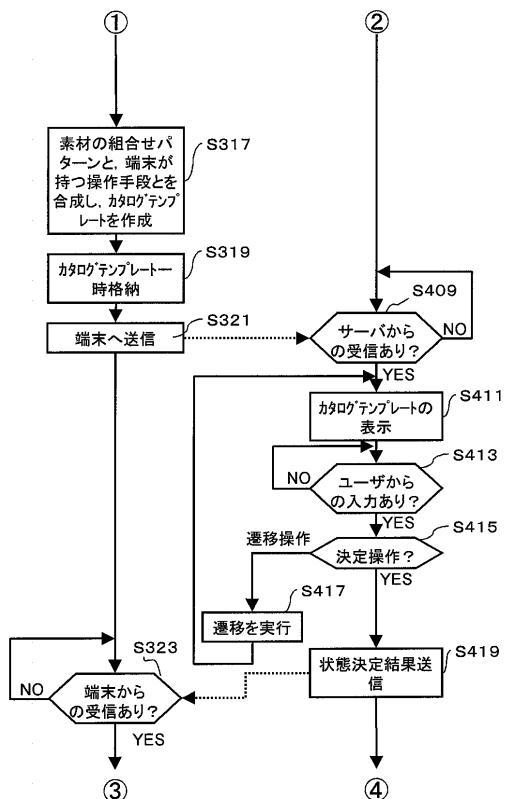
【図16】



【 図 1 8 】



【 図 19 】



フロントページの続き

(72)発明者 川尻 百恵  
大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号 シャープ株式会社内

(72)発明者 西畠 実  
大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号 シャープ株式会社内

(72)発明者 松山 哲也  
大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号 シャープ株式会社内

F ターム(参考) 5B050 AA09 BA06 BA10 BA15 BA18 CA05 CA07 CA08 EA12 EA19  
FA02 FA09 FA19